

議第204号

京都市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

京都市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年11月25日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市事務分掌条例の一部を改正する条例

京都市事務分掌条例の一部を次のように改正する。

第1条中「保健福祉局」を「保健福祉局  
子ども若者はぐくみ局」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

(子ども若者はぐくみ局の所掌事務)

第8条 子ども若者はぐくみ局が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 子ども及び若者の健全な育成に関すること。
- (2) 子育ての支援に関すること。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案理由

子育ての支援に関する施策の一層の推進を図るため、組織を改正する必要があるので提案する。